

公布された規則のあらまし

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 特定道路に関する基準（第13条及び別表第4関係）

(1) 特定道路に関する基準として、佐賀県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき定められた道路に関する基準と同様のものを定めることとした。

(2) (1)に定めるもののほか、特定道路に関する基準は、路面電車停留所等及び防雪施設に関する基準を除き、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定める基準とすることとした。

2 特定公園施設に関する基準（第14条及び別表第5関係）

(1) 特定公園施設に関する基準として、条例に基づき定められた公園等に関する基準と同様のものを定めることとした。

(2) (1)に定めるもののほか、特定公園施設に関する基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で定める基準とすることとした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 佐賀県母子福祉センターの名称を佐賀県ひとり親家庭サポートセンターに改めることとした。（題名、第1条及び第3条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設並びに障害児入所施設及び児童発達支援センターが策定する食育推進計画に定める事項を定めることとした。（第3条及び第4条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成25年4月1日から施行することとした。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第7号）

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布による障害者自立支援法の変更に伴い、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則ほか7規則について、所要の改正を行うこととした。

2 自立支援医療（育成医療）の支給認定を市町が行うこととなることに伴い、障害者自立支援法施行細則に定める申請様式等について所要の改正を行うこととした。（第4条関係）

3 この規則は、平成25年4月1日から施行することとした。

佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 佐賀コロニーの利用定員を 165 人から 135 人に変更することとした。（第 9 条関係）
- 2 障害者自立支援法の題名の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 11 条関係）
- 3 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県医療法施行条例施行規則（規則第 9 号）

- 1 この規則は、佐賀県医療法施行条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 医療法第 7 条の 2 第 4 項の規定による既存の病床数及び申請に係る病床数の補正の基準を定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 医療法第 7 条の 2 第 5 項の規定により既存の病床数を算定する場合は、介護老人保健施設の入所定員数に 0.5 を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすこととした。（第 3 条関係）
- 4 病院及び療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者の員数について定めることとした。（第 4 条及び第 6 条関係）
- 5 病院及び療養病床を有する診療所が有しなければならない施設の構造設備について、次のとおり定めることとした。（第 5 条及び第 7 条関係）

(1) 食堂 入院患者への食事の提供に必要な広さを有するものであることとする。

(2) 談話室 利用者の処遇に支障がないときは、食堂その他の施設と兼用することができることとする。

- 6 医療法に基づく事務に係る手数料の減免申請の様式を定めることとした。（第 8 条及び様式関係）
- 7 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 既存病床数及び申請病床数の補正並びに病院及び療養病床を有する診療所の従業者の員数について所要の経過措置を定めることとした。（附則第 2 条～第 8 条関係）

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第 10 号）

- 1 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴い、附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則ほか 2 規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行することとした。

佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 11 号）

- 1 佐賀県小規模水道条例の改正により、同条例を市の区域には適用しないこととしたことに伴い、所要の改正をすることとした。（第 2 条～第 5 条及び第 7 条～第 10 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 12 号）

- 1 道路法施行令の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 1 条関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

農業近代化資金融通助成に関する条例施行規則等を廃止する規則（規則第 13 号）

- 1 規則制定の目的を達成した次の規則を廃止することとした。
 - (1) 農業近代化資金融通助成に関する条例施行規則
 - (2) 佐賀県種雄畜管理規則
 - (3) 佐賀県県有家畜の貸付等に関する規則
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第 14 号）
 - 1 一般職員に係る平成 18 年度の給料の切替えに伴う経過措置の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。（附則第 8 項及び第 12 項関係）
 - 2 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。